

ケーブル緊急地震速報ご利用案内

1. 地震の規模は、到達予測震度3以上からお知らせします。
2. 直下型地震の場合など、情報が間に合わない場合があります。また、予測された到達時間、震度に誤差を伴う場合があります。
3. 緊急地震速報の情報（誤差・誤報を含む）、あるいは情報の不達による混乱、事故、損害が生じた場合もメーカーは責任を負えません。
4. お客様の屋内テレビ配線等の状況により、改修工事が必要になる場合があります（別途有料）。
5. 本サービスは、ケーブルテレビ加入者様のみご利用いただけます。
6. ご利用に際しては「ケーブル緊急地震速報利用規約」にご同意いただきます。

ケーブル緊急地震速報利用規約

第1条（適用）

豊橋ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という。）は、「放送サービス契約約款」にもとづき、ケーブル緊急地震速報（以下「本サービス」といいます。）を、利用申込者（以下「利用者」といいます。）に提供します。

2 本サービスの提供は、ケーブル緊急地震速報利用規約（以下「本規約」といいます。）によるものとします。ただし、本規約に定めのない事項については、「放送サービス契約約款」を適用します。

第2条（サービスの対象）

本サービスの対象は、当社が提供する放送サービス加入者で、本規約に同意した者とします。

第3条（サービスの内容）

当社は、気象庁およびデータ配信者から受信した地震発生の情報をもとに、利用者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、震度3以上の揺れが生じると予測される場合に、利用者の宅内に設置した「専用端末」に情報を配信し、音声で告知します。

2 緊急地震速報は、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、到達予測時間や予測震度に誤差を伴ったり、誤報を発する場合があります。

3 直下型地震の場合など、情報が間に合わないことがあります。

4 本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではありません。

第4条（端末の貸与）

当社は、設置位置情報を設定した専用端末および付属品（以下「端末等」という）を、利用者に貸与します。

2 利用者は、端末等を他の者へ貸与、譲渡、売却、または廃棄等を行うことはできません。

3 利用者は、自ら端末等の設置位置を変更することはできません。

第5条（利用に係る利用者の義務）

利用者は以下のことに心掛け、本サービスを利用してください。

①災害情報が配信された場合に、情報キャッチから揺れまでの限られた時間内にどのような行動を取るか、日頃から意識訓練を行い、実際の配信時には、利用者の判断において行動をしてください。

②本サービスを、利用者以外の者が得られる環境で利用する場合、情報を得た者が安全に行動できるよう、防災訓練、啓蒙活動を行ってください。

③本サービスを、不特定多数の来場者、来客者の集まる場所で利用する場合、利用者の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。

④日頃から、端末の動作確認（青ランプ2灯の点灯確認等）を行なってください。

第6条（料金）

本サービスの料金は、次に定める料金表によります。

<工事・登録料>		金額	摘要
端末設置工事費		6,600 円（税込）	出張費 3,300 円（税込）を含む
端末初期登録料	専用端末	5,500 円（税込）	
	無線子機	1 台につき 3,300 円（税込）	オプション
端末撤去工事費		4,400 円（税込）	

<利用料>		金額	摘要
端末利用料（月額）	専用端末	330 円（税込）	
	無線子機	1 台につき 220 円（税込）	オプション
情報配信料		0 円	

第7条（提供情報の追加）

当社は、緊急地震速報以外の災害情報および地域情報を追加提供する場合があります。

第8条（損害賠償）

利用者は、緊急地震速報の情報（誤差、誤報を含む）または情報の不達（システム障害、端末故障を含む）により混乱、事故、損害が生じた場合であっても、当社にその損害賠償を請求できないものとします。

2 当社の責に帰する事由による情報の不達等によって生じた損害については、本サービスを利用した該当月の1ヶ月分の利用料を限度に損害賠償に応じるものとします。

第9条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と利用者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

第10条（規約の改定）

当社はこの規約を改定することがあります。この場合の提供条件は、改定後の利用規約によるものとします。

附則

この規約は、平成20年4月1日より適用します。